

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士松村隆志



## Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### 相続(遺産分割)における学費の特別受益性

1 本稿では、被相続人が死亡し、相続人が複数の子のみである場合において、一部の子のみが高額な学費を支払ってもらったという事情があるとき、遺産分割の際に、その学費を考慮することができるかについて、説明したいと思います。

2 被相続人が死亡した場合、相続人は、原則として、各自の法定相続分に従って被相続人の相続財産を承継します。しかし、共同相続人の中に、被相続人から遺贈・生前贈与を受けた者がいる場合、相続開始時の被相続人の財産を法定相続分に従って分けるとすれば、相続人間で不公平が生じることになります。

民法は、このような不公平を解消するため、一定の生前贈与についてはこれを遺産に組み戻して全体を相続財産とみなし、これに法定相続分を乗じ、生前贈与等を受けた者についてはそこから生前贈与等を控除して具体的相続分を算定することとしています(民法903条1項)。このように、一定の生前贈与(特別受益)を遺産に組み戻すことを**特別受益の持戻し**とといいます。

3 **持戻しの対象となる生前贈与**は、「婚姻若しくは養子縁組のためまたは生計の資本としてなされた贈与」であり、ここに「**生計の資本としての贈与**」とは、**広く生計の基礎として役立つ財産上の給付で、扶養義務の範囲を超えるもの**をいいます。典型的なものとしては、居住用不動産の贈与や独立した子の生計への資金援助などが考えられます。

それでは、学費の支払は、生計の資本としての贈与として持戻しの対象となるのでしょうか。

4 大学や高等専門学校等の高等教育に関する学費は、生活能力の取得や向上に役立つ財産上の給付なので、生計の資本としての贈与に当たるとする余地もありますが、今日では大学等への進学が一般化しつつあり、**単に高等教育に関する学費であるというだけでは生計の**

**資本としての贈与に当たるとは考えられていません。**

学費が生計の資本としての贈与に当たるかは、**被相続人の資産や社会的地位**からその程度の高等教育をすることが普通であると考えられるかを基準に判断され、普通であると考えられる場合には、学費の支出は親の負担すべき扶養義務の範囲内に入り、それを超える場合には、不相応な学費について生計の資本としての贈与となります。また、特別受益を持ち戻すのは、相続人間の実質的な公平を実現するためですから、**他の兄弟の学費との格差の程度**などの事情も考慮されることになります。

5 裁判例では、子供らがいずれも大学に進学している場合については、公立・私立等が分かれてその費用に差が生じたとしても、親の扶養義務の範囲内であるとして、学費の特別受益性を否定するものが多いようです。

これは、子のうちの1人の学費が他の者より相当高額な場合についても同様であり、長女、二女、長男の3人の子がそれぞれ大学教育を受けているものの、長男のみ私立の歯学部に進学して高額な学費の支払を受けた場合において、長男への学費の支払は扶養の延長ないしこれに準ずるものであるとして学費の特別受益性を否定した裁判例があります(京都地裁平成10年9月11日判決)。

ただ、相続人間の格差があまりに大きい場合には、学費の特別受益性が認められる可能性はあります。

6 これに対し、長男は大学に進学し、学費から生活費まで全て両親から援助を受けていたのに対し、長女は中学校卒業後、家業の農業に従事し、家に生活費を入れていたという事例について、学費が特別受益に当たるとした裁判例があります(札幌高裁平成14年4月26日決定)。

7 このように、学費が生計の資本としての贈与に当たると判断されるのは、被相続人の資産や社会的地位から高額な学費の支出が不相当である場合や、相続人間で学費について非常に大きな格差が生じる場合に限られるものと考えられます。